

## 5 大田 勤 議員



- 1 「住んでみたい住み続けたい」新年度町政執行方針になっているのか
- 2 稼働できない原発、年間500億円超の維持管理費 原発は廃炉・維持管理費削減で電気料金に苦しむ住民を救え
- 3 奨学金返還支援制度を町が活用し返済の心配なく地元で働ける若者支援を

### 1 「住んでみたい住み続けたい」新年度町政執行方針になっているのか

新年度に臨む町長の基本姿勢と主要な施策は、健やかなまちづくりの実現に向け全身全霊を捧げてきた。今年度においても町民の暮らし、事業、雇用を守り抜くと町政に臨む基本姿勢を示した。

地域を支える人づくりで、まちの未来を担うたくましい人材を育成するため、施設一体型義務教育学校の本格的な工事に着手するとした。

小中一貫教育導入を進めた先進地の茨城県つくば市では今後、義務教育学校はつくらない。現在ある小中一貫教育でも、小学校と中学校が分離していた方が教育効果が高い。施設一体校では新たな小6問題が顕在化しているなど先進地の施設一体一貫校の見直しが進められている。

教育行政執行方針では、岩内中央学園の建設や学校経営を進めるにあたって、新たな学校整備に向けた開校準備委員会でのきめ細かな情報発信が必要とあるが検討内容、施設設計の見直しや変更などをきめ細かく発信し、父母、教員の皆さんからの意見や要望を聴く機会などを定期的に持ち、開かれた開校準備委員会にする必要があるのでは。その予定は。

学校給食では物価高騰による学校給食費への影響に関しては、学校給食会計の適正運営に努めながら保護者の負担軽減が図られるよう必要な措置を講じるとした。

給食費の無償化が全国的にも広がっています。全額無償。半額無償。対象を第2子以降とするなど取り組むべきですが保護者の負担軽減が図られるよう必要な措置を講じるとはどのような施策か。

国民健康保険特別会計の基盤強化では、被保険者の年齢構成が高く医療費水準が高いことや、被保険者の所得水準が比較的低いため、保険税の確保が困難など、構造的な問題から厳しい財政見通しとなっており、保険税は北海道の統一保険税率を見据え段階的に税率を見直すとあるが、国民健康保険に加入する世帯は年金生活者が多く所得水準が低い。今でも高い保険料を必死に納めている。多子世帯などの均等割などの廃止や減免が必要です。

段階的に見直すとは税率の引上げ、値上げを指すのか。

農林業振興対策では、森林公園の老朽化で使用できなかった施設の撤去及び改修を行い入園者が安全に利用できるよう適正な管理に努めるとした。

施設の撤去及び改修の内容は。

地域防災対策では、災害時の避難行動要支援者への対策では、対象者名簿の整理を継続し、福祉部局や関係機関との調整、町内会、自治会との連携を強化、対象者ごとの避難計画の策定を進める。

対象者名簿作成の進捗は。

対象者ごとの避難計画の策定の進捗は。

名簿作成ができない要支援者への対応は。

道路網の整備では、通学路の安全・安心対策として薄田通りの歩道未整備区間における歩道新設事業を進めるとしており、長年子供たちを交通事故から守ろうと奮闘してきた皆さんへの朗報です。

薄田通りの通学路歩道新設事業の内容は。

普通河川の維持管理では、頻発する大雨に伴う自然災害に備え運上屋川やポン岩内川の河道を確保する浚渫の他、護岸補修工事の実施としたが、どのような事業内容か。

港湾・海岸事業では、海岸保全事業、岩内町海岸保全施設長寿命化計画に基づき御崎地区の海岸保全施設の維持管理に努めるとあります。

御崎地区の海岸保全施設の維持管理とはどのような事業内容か。

デジタル化の推進では、国の自治体DX推進計画やデジタル田園都市国家構想を踏まえ町民の利便性向上につながる施策を実施する。デジタル社会のパスポートとなるマイナンバーカードを国の普及対策との連携を図りながら全ての町民の皆様が安全・安心なデジタル社会のメリットを実感してもらえるよう普及促進に向け積極的に取り組むとした。

総務省は自治体に対して申請率が低い市町村の首長に直接強力に働きかけ交付体制強化の補助金をぶら下げ、デジタル田園都市国家構想交付金の応募要件にマイナカード申請率が全国平均以上、全国平均交付率53.9パーセントとしている。

町のマイナンバーカードの申請数と申請率は。交付枚数は。交付率は。

申請しても取りに來ない事例はあるのか、その数は。

今後、申請率を上げるよう強力な働きかけが行われるがどのように進めて行くのか。

2019年、総務省から、地方公務員等のマイナンバーカードの一斉取得の推進について、依頼、が出され総務省による地方公務員等の私的領域への重大な人権侵害と自治労連が抗議をしています。

町職員の交付率を上げるこうした強要は行われていませんか。

町職員の交付率は。

岡山県備前市では、保育料や給食費、一部学用品の無償化がマイナカード取得者のみに限定するとしていますが、マイナンバーカードの取得は義務ではありません。取得しないことで行政サービスなど住民が不利益を受けることはありませんか。

町政執行方針で町長は、努力を惜しまず、持てる力を全て出し切り、健やかなまちづくりが着実に深化するよう、気概をもって町政運営に臨む、とむすんでいます。住民がこの町に住み続けたいと思う施策の実現を切に望みます。

**【答 弁】**  
**町 長：**

3項めは、国民健康保険税の段階的な見直しとは税率の引上げ、値上げを指すのか、についてであります。

国民健康保険制度は、平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体となり、市町村は、資格管理や保険税の賦課・徴収、保健事業などを担うことで、都道府県と市町村の連携による一体的な国保運営が実施されております。

また、北海道国民健康保険運営方針が定められ、その中で、全道どこに住んでいても同じ所得、世帯構成であれば同じ保険税負担となる統一保険税率による、加入者負担の公平化を令和12年度を目途に目指すとされており、その過程において統一保険税率の賦課方式を、令和9年度から所得割、均等割、平等割の3方式に統一することとしております。

こうした中で、本町の国保税の賦課方式は、所得割、均等割、平等割に資産割を加えた4方式であることから、北海道における賦課方式との整合性を図るため、資産割の廃止に向け、段階的に税率を見直すものであります。

この税率の見直しについては、現在、北海道において運営方針を改正するよう取り進めているところであり、改正後の運営方針において示される北海道への納付金の算定方法や標準保険税率の賦課割合、さらには健全な国保運営に必要な税金等を勘案しながら、持続可能な財政運営となるよう検討するもので、必ずしも引上げを前提とするものではありません。

4項めは、森林公園の老朽化で使用できなかつた施設の撤去及び改修の内容は、についてであります。

森林公園につきましては、老朽化により一部、利用中止としていた施設もあることから、森林環境譲与税を活用した整備の検討を進めてまいりました。令和5年度は、トイレ横の架空木道につきましては、改修により利用を可能とするためには、膨大な費用を要することから、撤去することとし、春の森木橋につきましては、安全面から木橋を撤去し、雨水等の排水対策を施した上で、新たに遊歩道として整備し、利用できるよう改修工事を実施いたします。

また、老朽化により一部破損箇所が見られていた池の木柵につきましても、破損箇所の改修を行うなど、入園者が安全に利用できるよう改修を実施いたします。

5項めは、避難行動要支援者の名簿作成、避難計画策定の進捗、名簿作成ができない要支援者への対応について、であります。

避難行動要支援者に係る対象者名簿の作成につきましては、令和5年2月末現在で、対象者3,084名に対し、調査済みの方が、3,031名であり、進捗率は、98.3パーセントとなっております。

次に、対象者ごとの避難計画、個別計画につきましては、北海道から、令和4年1月に避難計画の様式例等が示され、現在は居住の実態や、本人の状況等による優先度の整理、併せて町内会・自治会への計画作成への連携について説明と協力をお願いしているところであり、その後、保健福祉部局や関係機関との調整を経て、個別の計画として作成していくこととなるため、現在の進捗率としては、0パーセントとなりますが、避難時には個別避難計画が大変重要となることから、国が示している令和8年の完了に向けて、スピード感をもって進めてまいります。

次に、名簿作成ができない要支援者への対応につきましては、令和5年2月末現在で、調査を拒否されている方が932名、連絡先不明者が89名、長期不在者が58名、合わせて、1,079名となっております。

このうち、連絡先不明者及び、長期不在者については、定期的に確認を行い、調査を拒否されている方については、その後の介護度や、居住地、家族構成などの変動に応じて、再度、調査を実施しているところで、名簿への登録や、避難計画作成の必要性をご理解いただき、登録等に結びつけていくよう、継続して取り組んでまいります。

6項めは、薄田通りの通学路歩道新設事業の内容は、についてであります。

薄田通りにつきましては、一部区間において歩道が未整備であることから、岩内町通学路交通安全プログラムに基づく、関係者による合同点検において優先的に安全対策を講ずるべき通学路として位置付けられております。

こうしたことから、これまで電柱の移設による車道除雪幅の確保に合わせ、令和4年度は国に対して歩道新設に向けての交付金事業の要望をしてまいりましたが、要望額を確保できなかったため、令和5年度は、新たに創設された通学路に特化した交通安全対策補助事業として国に補助金要望をしているところであります。

令和5年度の事業内容については、実測線測量業務、歩道実施設計業務を進めた後に、歩道新設工事として雨水排水管の整備を予定しているところであり、義務教育学校の開校に合わせて、令和7年度の完成を目標に整備を計画しているものであります。

7項めは、大雨に伴う自然災害に備え運上屋川やポン岩内川の河道を確保する浚渫の他、護岸補修工事の実施内容についてであります。

頻発する大雨に伴う自然災害に備えるため、平成27年度に策定した排水計画に基づき、排水施設の改修を進めると共に、その流下先である河川の適切な河積を確保するための河道浚渫を、これまでも計画的に実施してきているところであります。

今年度は、現況を調査したところ、運上屋川とポン岩内川の一部において中洲、及び寄州を確認した事から、今後の中洲及び寄州の拡大が懸念されるため、改めて浚渫を行うとしたところであります。

また護岸補修工事につきましては、護岸底部の洗掘が確認された箇所において、損傷の拡大を抑えるための根継工等を実施するものであります。

8項めは、御崎地区の海岸保全施設の維持管理とはどのような事業内容か、についてであります。

本町が唯一管理している海岸保全施設である御崎防波護岸につきましては、予防保全的管理による安全性の確保や、ライフサイクルコストの縮減を目的とした岩内町海岸保全施設長寿命化計画を平成29年度に策定したところであります。

本計画では施設全体で見ると健全度は上から2番目のCであり、すぐに対処が必要となる事はないものの、一部において健全度がB、沈下やひび割れなど、防護機能に対する影響につながる程度の変状が発生していると判定された箇所があり、進行度合いにより後年次に補修が必要な区間もある事から、維持管理マニュアルに定められた5年に一度の定期点検を補完する日常的な巡視点検を行ってまいりましたが、令和4年度においては計画策定後、初となる定期点検を実施したところであります。

この点検の結果では5年間で大きな変状が確認されなかったため、令和5年度につきましても、日常的な巡視点検を行うとともに、護岸背後に建設されている臨港道路の交通に影響が考えられる軽微な損傷が確認された際には、応急的な部分補修を実施するものであります。

9項めは、町のマイナンバーカードの申請数と申請率、交付枚数と交付率に

ついて、申請しても取りに来ない事例はあるか、その数は、今後、申請率を上げるような強力な働きかけが行われるがどのように進めていくのか、についてであります。

国へのマイナンバーカード交付円滑化計画の実績報告値における、令和5年2月末現在での申請数は9,154件、申請率は78.52パーセント、交付枚数は7,522枚、交付率は64.52パーセントであります。

また、令和5年2月末日を基準日として、3ヶ月以上の期間でマイナンバーカードの受け取りに来庁できていない方は、70名であります。

次に、今後、申請率を上げるよう強力な働きかけが行われるがどのように進めて行くのか、についてであります。町におけるマイナンバーカードの取得促進に向けた取り組みといたしましては、国における一連の取り組みの中で、町が担うべき役割に応じ、着実にその責務を果たしていくため、これまで、広報紙やホームページによる周知に加え、土曜日や日曜日、時間外の臨時開庁や、企業向けの出張申請、また、イベント時期を踏まえた出張申請を実施するなど、マイナンバーカードの取得促進に努めております。

今後については、これらの取組を継続することに加え、福祉施設や介護施設の入所者を対象とした出張申請など、申請機会の拡大施策を検討しており、国や北海道との連携を図りながら、引き続き、マイナンバーカードの取得促進に向けた取り組みを進めてまいります。

10項めは、町職員の交付率と、交付率を上げる強要は行われていないか、についてであります。

町職員の交付率は、令和4年12月末時点において、75.8パーセントであります。

なお、マイナンバーカードの取得について、町職員に対し、勧奨はしておりますが、あくまでも本人の意思により取得するものであることから、強要はしておりません。

11項めは、マイナンバーカードの取得は義務ではありません、取得しないことで行政サービスなど住民が不利益を受けることはないか、についてであります。

マイナンバーカードは、電子証明書を利用した所得税確定申告の電子申告などのオンライン手続に利用できるほか、顔写真付きの公的な本人確認書類でもあります。

町で提供している各種行政サービスについては、オンライン手続もできるよう順次対応していくこととしておりますが、全てをオンライン手続のみに切り替えるものではなく、窓口での対面手続も、これまでと同様に行うものであり、マイナンバーカードの取得義務は課されていないことから、それが無いことを理由に手続を行わない、ということはありません。

また、窓口手続の際に必要な本人確認についても、マイナンバーカード以外の確認書類で対応できることから、行政サービスの提供において、住民が不利益を受けることはありません。

**【答 弁】**  
**教 育 長：**

1 項めは、義務教育学校の整備を進めるにあたり、開かれた開校準備委員会とする必要があるのでは、についてであります。

これまで、学校づくりにおきましては、地域の学校であることを念頭に、現場の教職員はもとより、小中学校のPTAや幼稚園・保育所の保護者、学校運営協議会委員、さらには一般公募による地域の方などで構成する、新たな学校整備に向けた開校準備委員会を昨年8月に設置し、平面計画の内容確認や意見交換のほか、新しい学校名や制服について検討を進めてきたところであります。併せて、今年度実施しております、義務教育学校建設工事実施設計につきましては、町民説明会の開催や全教職員からの意見聴取など、幅広く地域の声を反映してまいりました。

今後につきましては、校章や校歌、学校運営、教育課程に関する事など、引き続き開校に向け、必要な事項について調査、検討を進めていくこととなりますが、これら検討内容や決定事項などの進捗状況については、開校準備委員会つうしんの定期的な発行やホームページなどによる情報発信と、必要に応じて意見や要望を聴く場を設けてまいります。

また、今後、学校整備の概要につきまして、議会の皆様をはじめ、学校関係者や保護者を含めた町民の皆様を対象に、説明会を実施していく予定であります。

2 項めは、給食費の無償化に取り組むべきだが、保護者の負担軽減が図られるよう必要な措置を講じるとは、どのような施策か、についてであります。

学校給食費につきましては、物価高騰に伴う影響の長期化が予想されるなかで、給食費の値上げも視野に、給食会計の適正運営に努めていくことが求められております。

そうしたなか、教育委員会といたしましては、昨今の物価高騰による影響が、給食費だけでなく、生活全般に及ぼしていることを踏まえると、学校給食費の急激な値上げは、保護者負担が大きいと判断し、令和4年度に引き続き、令和5年度当初予算において、給食費値上げ相当分を支援していくため、小中学校の給食会計に対する補助金200万円を計上したところであります。

## < 再 質 問 >

町のマイナンバー申請数は9,154枚、申請率は78.52パーセント、交付枚数は7,522枚、交付率は64.52パーセントと全国平均交付率を上回っていますが、マイナンバーカードの交付率がデジタル田園都市国家構想交付金の応募要件等の重要指標に据えられています。地方交付税交付金の一部についてマイナンバーカードの普及率によって配分を変える仕組みは問題です。本来、自治体間の財政調整制度である地方交付税交付金は、国の特定施策を推進するために使うものですか。

地方交付税は、国が地方に代わって徴収する地方税、地方の固有財源であり、地方公共団体間の財源の不均衡を調整し、どの地域に住む住民にも一定の行政サービスができるよう財源を保障するため、地方公共団体の財政状況を考慮して配分されるもので、普及率を使って自治体間の競争をあおるこうしたやり方は財政調整制度とは言えません。

地方交付税の趣旨、目的から逸脱したやり方、職権の乱用になるのではありませんか。

**【答 弁】**

**町 長：**

令和4年度第2次補正にかかる、デジタル田園都市国家構想交付金、デジタル実装タイプ制度につきましては、その事業内容について、データ連携基盤活用型である、タイプ2及びマイナンバーカード高度利用型、タイプ3については、全国平均交付率53.9パーセント以上とされたところでありますが、本町においてはこれを上回っているところであり、制限を受けることはありませんが、今後のデジタル社会に向けた、国のデジタル化推進施策として、一定の理解をしているところであります。



## 2 稼働できない原発、年間500億円超の維持管理費 原発は廃炉・維持管理費削減で電気料金に苦しむ住民を救え

令和5年度の町政執行方針で町長は、原子力発電所につきましては、原子力規制委員会による新規制基準適合性審査が行われており、事業者においては様々な安全対策が実施・検討されている、また、事業者に対しては、より一層の安全・安心の確保が図られるよう万全の対策を強く求める、としています。

東京電力が福島第一原発事故を起こしてから12年が経過しますが原子力緊急事態は解除されず溶融核燃料デブリの状態はほとんど分かっていない。事故の発生経過も多くは未解明のままで廃炉作業は計画通り進む見通しもたっていない。

町は、原発事故原因は解明され、事故の究明はできたと思っていますか。

様々な安全対策が実施、検討されているとしていますが、実施されている対策と検討されている対策とは。

22年7月GX実行会議を内閣官房に設置。議長は岸田首相、構成員は財界や大手電力会社など原発利益共同体で占められ、開催趣旨は、産業革命以来の化石燃料中心の経済、社会、産業構造をクリーンエネルギー中心に移行させる、としてわずか5回の会議によって同年12月、GX実現に向けた基本方針案、今後10年を見据えたロードマップ、を決定。

方針案は、将来にわたって持続的に原子力を活用する、と再稼働の加速、老朽原発の運転期間延長、新規原発建設をうたっている。

これは政府自身が、可能な限り、原発依存度を低減するとしてきた立場から原発推進への大転換で、こうした手法は、国民に納得してもらおうという努力を欠いている、むき出しの権力による強引な政治手法で新たな安全神話の復活ではありませんか。

北電は燃料価格の高騰などを受け、1月、多くの一般家庭が契約するプランを6月から約35パーセント値上げすることを国に申請した。

町内、東山のクッキングヒーターと温水器が電化された公営住宅に住む住民からは、2月に電気料金がいっぺんに上がった、年金生活でこの料金では暮らしていけない、こんなに電気料金が上がったら公営住宅を出なければならぬ、電気は台所の蛍光灯だけ、テレビも見ない、玄関は暗いけれど乾電池式LED防犯センサーライトで間に合わせて節電している、など住民から何とかして欲しいとの切実な声が寄せられています。

町が制度設計をし、住宅に困窮した住民へ低廉な住宅をと提供した、一部電化されたこうした公営住宅。6月から更なる値上げが行われます。こうした公営住宅入居者への対応は考えているのか。町としての対策は。

北電の藤井社長は、燃料調達のコストが抑えられる。早期に泊原発を再稼働させ、再稼働させた暁には電気料金を値下げする、と言い放ちましたが、道議会で真下道議が福島原発事故後、12年5月に全停止し、発電していない泊原発の維持管理費をただすと、道側は約5,641億円に上ると答弁。真下氏は、まったく発電していない原発の維持管理に、これだけの金が電気料金として道民から集められ、使われている。全国一高い電気料金の背景にある。直ちに廃炉を決断し、やめるべきだ、とただしています。

再稼働させた暁には電気料金を下げる、ではありません。電力不足は起きていません。発電しない危険な原発維持費に年間500億円以上つぎ込むのは止めることです。

電気料金値上げで苦しむ住民のためにも、北電には廃炉を申し入れる必要があ

るのではないのか。

原子力規制委員会は2月9日に泊原発の現地調査を行い、新しい防潮堤の予定地などを確認した。今回の視察は、再稼働のための安全審査の一環。審査はこれまで北電側の説明不足が指摘されていて長期化している。原子力規制委員会、杉山智之委員が、今回も含め我々が期待するような説明資料が出てこない。北海道や日本の方々への説明だと、もう少し自覚してほしい、と北電の再稼働審査への姿勢に対し、規制委員会にも指摘されています。

北電の安全審査への姿勢は泊原発を管理運転する資質に欠けていると思いませんか。

政府は60年を超えて原発を運転できるようにするための法案を閣議決定した。改正案は、原則40年、延長20年という骨格は維持し、再稼働に必要な規制委の審査や、運転を差し止める司法判断などで停止した期間を運転期間に含めないことなどで延長。

運転期間の規定は、規制委が所管する炉規法から削除し、経済産業省が所管する電気事業法で新たに定める。経産相は、電力会社から延長申請があった場合、脱炭素や電力の安定供給につながるかを審査して認可する。安全性ではなく、利用の観点から判断するとした。

再稼働による運転期間を青天井にし、安全性からの規制ではなく、電力の安定供給につながるという利用優先で審査し認可することは、福島原発事故をあたかもなかったようにする愚行と言わざるを得ない。原子力防災計画を練り積み上げてきた町としては、憤りを感じないのか。

原発ゼロの日本を望む国民多数の思いを踏みにじり、国民的議論も国会論議も避け、原発利益共同体の要求を丸呑みにして原発事故をなかったかのように原発回帰へ突き進むことは許されない。

町民の安全、安心の確保が図られるよう万全の対策を強く求める町長の所見を伺う。

**【答 弁】**  
**町 長：**

1 項めは、原発事故原因は解明され、事故の究明はできたのかと、実施されている安全対策、検討されている安全対策についてであります。

福島第一原子力発電所の事故につきましては、東京電力福島原子力発電所事故調査委員会や、福島原発事故独立検証委員会等の報告を通じ、事故に至った主たる原因は明らかになっておりますが、現在、福島第一原子力発電所の状態確認の可能な範囲が広がっていることから、放射性物質の漏えい経路や、原子炉建屋における水素爆発の詳細分析など、さらに検討を要する事項も多く、事故の究明に向けた調査、分析及び、その結果に基づく検討は継続していると承知しております。

次に、各電力事業者における安全対策につきましては、これまでも新規制基準に基づき、地震などの自然災害や津波、浸水への対策、電源確保対策など、最新の知見を取り入れ反映するバックフィット制度により、絶え間なく安全向上の取組がなされているところであり、今後も様々な安全対策について新規制基準の中で、確認、検討がなされていくものと認識しております。

2 項めは、可能な限り、原発依存度を低減するとしてきた立場から原発推進への大転換で、新たな安全神話の復活ではないのか、についてであります。

本年2月に閣議決定されました、GX実現に向けた基本方針のなかで、原子力の活用につきましては、原子力は、その活用の大前提として、国・事業者は東京電力福島第一原子力発電所事故の反省と教訓を一時たりとも忘れることなく、安全神話からの脱却を不断に問い直し、規制の充足にとどまらない自主的な安全性の向上、事業者の運営、組織体制の改革、地域の実情を踏まえた自治体等の支援や避難道の整備など、防災対策の不断の改善等による立地地域との共生、国民各層とのコミュニケーションの深化、充実等に、国が前面に立って取り組むものとしております。

これを受け、既存の原子力発電所を可能な限り活用するため、現行制度と同様に、運転期間は40年、延長を認める期間は20年との制限を設けたうえで、原子力規制委員会による、厳正な安全審査が行われることを前提に、一定の停止期間に限り、追加的な延長を認めたことからのことから、運転期間の取扱いも含め、原子力発電所の安全性については、国が責任を持って丁寧な説明を行い、国民の理解と信頼を得ていくものと考えております。

3 項めは、一部電化された公営住宅の電気料値上げへの対応は考えているのか、町としての対策は、についてであります。

東山団地の低層階建て8棟64戸につきましては、当初の目的といたしまして、高齢者などが入居した際に、火災に対するリスクの軽減を図るため、火の燃え移りの心配が少なく、掃除もしやすいクッキングヒーターと、当時は、夜間電力を利用した温水器により、電気料金の軽減が図られたことから、こうした仕様となったところであります。

町といたしましては、昨今のエネルギー等の価格上昇により影響を受けている住民は、公営住宅の入居者に限らず、戸建て住宅やアパートの入居者等も厳しい状況にあることから、現時点での一部電化された公営住宅の電気料値上げへの対応の考えには至っておりませんが、国が進める物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策では、電気料金等の激変緩和措置により、本年1月以降来年度前半にかけて、標準的な世帯においては総額4万5千円の負担を軽減するとした対策が講じられることから、この動向を注視してまいります。

いずれにしましても、町民の皆様の生活は、エネルギー、食料品等の価格上

昇により、厳しさが増していることから、国や北海道の支援策を見極めながら、町独自の対策についても、必要に応じ検討してまいります。

4項めの、電気料金値上げで苦しむ住民のためにも、北電には、廃炉を申し入れる必要があるのではないかと、5項めの、北電の安全審査への姿勢は、泊原発を管理運転する資質に欠けていると思いませんか、については関連がありますので、併せてお答えいたします。

原子力発電につきましては、バックフィット制度により、不断に安全性向上の取組がなされるべきものと考えておりますが、令和3年11月時の審査会合における、火山対策審査で、5年前の資料を、その後の知見を反映せずに提出し、指摘を受けた対応などを受け、町としても、北海道電力に申入れを行うなど、審査会合における対応を注視しているところであります。

特に、原子力発電所の安全の追求には、妥協は許されないものであり、北海道電力においては、規制委員会からの言及や、関係町村からの要請に対し、真摯に対応することが、事業者としての責務であると考えております。

一方で、原子力発電所の廃炉につきましては、我が国における、エネルギー政策上の位置付けなども踏まえながら、国及び事業者において、適切に判断されるべきものと考えております。

6項めの、利用優先で審査し認可することは、原子力防災計画を練り、積み上げてきた町として憤りを感じないのかと、7項めの、町民の安全、安心の確保が図られるよう、万全の対策を強く求める所見については、関連がありますので、併せてお答えいたします。

この度、閣議決定された、国のGX実現に向けた基本方針では、原子力を活用する大前提の基に、原子力規制委員会による、厳格な安全審査が行われることを前提としており、運転期間の取扱いも含め、原子力発電所の安全性については、国が責任を持って丁寧な説明を行い、国民の理解と信頼を得ていくことが重要であると考えております。

## < 再 質 問 >

原子力発電所の安全の追求には妥協は許されないものであり、北電は規制委員会からの言及や関係町村からの要請に対し真摯に対応することが事業者の責務であると考えていると答弁。

しかし、原子力規制委員会による厳格な安全審査が行われている、など国の責任と住民の安全を丸投げしています。公住に住む住民は生活ができないと声を上げていますが北電の電気料に対する対策は、2022年12月より料金プランを変更し自由料金プラン契約者を対象に平均燃料価格、燃料調節費の上限を撤廃し電力料金に転嫁する値上げを実施しました。

北電の電源構成における火力発電は74パーセント。30年度までの再エネ拡大目標が東北電力は200万キロワット、東京電力600から700万キロワットに対して北電は次世代の主力電源として、道外を含め30万キロワット以上増と他電力と桁違いの低い目標値です。

原発依存を前提にしているから化石燃料からの脱却ができないと思いませんか。

火力発電を主力に置き、海外炭の燃料輸入による経営の赤字分を利用者へ転嫁するのではなく、再生可能エネルギー導入で電源構成比率を上げることが電気料金を下げることになり、北電の経営ビジョン2030が示す、CO2排出量を低減し、低炭素化や地域経済の発展への貢献となり、電気料金の値上がりに苦しむ町民や公住居住者への救済の道につながるのではありませんか。

**【答 弁】**  
**町 長：**

1項めは、原発依存を前提にしているから化石燃料からの脱却ができないと思いませんか、についてであります。

電力事業者である北海道電力においては、2050年カーボンニュートラルに向けて、北海道の風土を利用した太陽光や風力発電など、再生可能エネルギーの発電量を高めていくといった施策も進めているところであります。

これまでの北海道のエネルギー利用は、積雪寒冷で暖房需要がかなり多くあるため、脱炭素に向けた電化の拡大が大きな力になると説明していることから、今後、再生可能エネルギーの普及が進むものと考えております。

2項めは再生可能エネルギー導入で電源構成比率を上げることが電気料金を下げることになり、CO<sub>2</sub>排出量を低減し、低炭素化や地域経済の発展への貢献となり、電気料金の値上がりに苦しむ町民や、公住居住者への救済の道につながるのではありませんか、についてであります。

電気料引上げに対する対策としては、国が進める物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策では、電気料金等の激変緩和措置が講じられることから、この動向を注視するとともに、全国知事会や全国町村会を通じて、国として実質的な電気代の負担軽減等、実効ある対策を求めてまいります。

### 3 奨学金返還支援制度を町が活用し返済の心配なく地元で働ける若者支援を

令和5年度教育行政執行方針で、教育委員会は、未来を担う子どもたちが安全・安心な環境の下で健やかに成長し、町民の皆様が喜びを感じながら心豊かに人生を送ることができる町づくり、の推進を掲げています。未来を担う子どもたちへの思いは同じですが具体的な施策でお聞きします。

昭和36年3月、経済的な理由によって修学困難な学生又は生徒に奨学金を貸付け有用な人物を育成することを目的として岩内町奨学金条例が設定された。新年度の奨学金貸付事業は96万円を計上している。

奨学生は大学、高等学校、高等専門学校、特別支援学校、短期大学、専修学校在学し、学資に乏しく学業優秀であることとされ高校生2人、短大生・専門学校生2人、大学生2名の貸付枠で計上された。

コロナ禍での過去3年の奨学金の申請状況は。

大学生、高校生、専門学校生、短期大学生等貸付金の金額とその根拠は。

奨学金の返還は、交付を終わった月又は交付を廃止された月の翌月から起算して6か月経過後、10年以内の期間にその全額を年賦、半年賦又は月賦で返還とある。

奨学生は、保証人を立て保証人は、奨学生が交付を受けた奨学金の返還が終わるまで、連帯して債務を負うとなっているがここで規定する保証人とは連帯保証人を指すのか。

学費に乏しい中で、奨学金を活用し就学や就職をする奨学生が、奨学金交付終了又は廃止後、6か月で返還が始まるが、コロナ禍での返還現況は。

返還が滞るような場合の教育委員会の奨学生に対する対応は。

大学や専門学校を出て借りた奨学金を返済しながら地元、岩内で就職を探していた青年が目にした隣町、共和町奨学金返還支援事業助成金交付要綱には、この要綱は、共和町内に就業し、かつ、定住する者が就学のために貸与を受けた奨学金を返納するための経費の一部を助成することにより、若者の町内事業所等への就業及び定住の促進を図ることを目的とするとあります。

この取組は、内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議事務局が、地方公共団体における奨学金返還支援取組状況についてで、まち・ひと・しごと創生総合戦略では、政府としても奨学金を活用した若者の地方定着を促進する旨が記載され、同戦略に基づき、平成27年には日本学生支援機構と地方公共団体との協力による無利子奨学金の特別枠として、地方創生枠を新設するほか、自治体による返還支援への財政措置として特別交付税の対象とすることなどの対応を講じてきた。令和2年度には特別交付税措置の拡充も行われ、各自治体の取組や制度を活用した若者の数は増加してきているが、実施する自治体数が一定数に留まっている。このため、各自治体における活用状況等を調査し、主に地方自治体をはじめとした関係者へ宛てて結果を公表することにより、本制度の一層の活用を促すもの、とした。

国は調査対象、都道府県及び市区町村、47都道府県、1,718市町村、23特別区への調査で36都道府県76.6パーセント、615市区町村35.3パーセントで取組を実施と報告をしている。

町はこうした奨学金を活用した若者の地方定着を促進する旨の、まち・ひと・しごと創生総合戦略をどのように受け止め、検討はしていたのですか。

日本学生支援機構や地方公共団体から借入れた奨学金返還支援に地方公共団体

が要した経費については、特別交付税措置の対象となっています。市町村に対する特別交付税措置の内容は。

国は、地方創生枠を新設、自治体による返還支援への財政措置として特別交付税の対象とするなど対応を講じています。

地方公共団体が定める支援の要件や内容では、出身地は指定せず、保護者が当該地方公共団体に居住。就業・居住では、当該地方公共団体に居住、かつまたは就労。返還支援額は、返還額の3分の1、2分の1、3分の2、1分の1など割合を指定したうえで別途上限額を設けるなど自治体の裁量で支援条件を規定している。

こうした条件での奨学金返還支援事業を考えるべきではありませんか。

内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議事務局では、地方に定着する若者に対する奨学金返還支援の取組について、域内の企業への若者の就職を促進するものであることから、このような取組を若者の地方定着に有効な施策として位置付け、地方公共団体が行う奨学金返還支援の取組を推進している。

制度を活用し共和町が後志管内で、奨学金返還支援事業助成金交付要綱を作成し、いち早く取り組んでいます。町はこうした奨学生への対応で奨学金の返済を助け、また、地元へ若者を定住させる一助となるよう、子供たちが健やかに成長し喜びを感じながら心豊かに人生を送る町づくりのためにも取り組むべきではありませんか。



**【答 弁】**  
**町 長：**

5項めは、奨学金を活用した若者の地方定着を促進する、まち・ひと・しごと創生総合戦略の受け止めと検討についてであります。

国の、まち・ひと・しごと創生総合戦略においては、学生等のU I Jターンや地元定着の促進における施策の中で、地域産業の担い手となる学生等の奨学金返還支援制度の活用を掲げており、若者の地方定着の動きを後押しする重要な施策として認識しております。

町といたしましては、奨学金を活用した若者の地方定着に向けた検討には至っておりませんが、これまでも地域の実情を踏まえながら、若者の地方定着を促進するため、移住定住促進補助金の実施や、岩内高校との連携強化による、地元定着に向けた取組を進めており、郷土愛の醸成を図っているところであります。

6項めは、市町村に対する特別交付税措置の内容についてであります。

国における、奨学金を活用した若者の地方定着促進に係る特別交付税措置の措置率は、当町においては0.5の措置率が適用となり、対象となる経費として、市町村が奨学金返還支援に要した額、及び制度の周知、広報のために支出した経費について、特別交付税の対象経費として認められております。

7項めの、奨学金返還支援事業を考えるべきでは、と、8項めの、奨学金の返済を助け、地元へ若者を定住させる一助となるよう、子供たちが健やかに成長し喜びを感じながら心豊かに人生を送るまちづくりのためにも取り組むべきでは、については関連がありますので併せてお答えします。

本町においては、少子高齢化による人口減少に加え、特に若年層における修学や就職を機に、札幌市など都市部への流出が止まらない状況であることから、これらを解消すべく、地元への定住やUターンによる就職や転職に繋がるよう、岩内高校と連携し、地元企業とのかかわりや、郷土愛の醸成を図る取組を実施しておりますが、長期的な視点で取り組む必要があるものと考えております。

また、昨今の物価高により家計への影響が増していることから、学生時代に貸与を受けた奨学金の返済のある若者は、特に負担が大きい状況にあると思われれます。

こうしたことから、国が推進する奨学金返還支援事業につきましては、本町への移住やUターンを検討する若者を後押しする有効な施策の一つであると考えられることから、本町の実情に即した支援が可能かどうか、先進地事例も参考に、教育委員会とも協議しながら検討してまいります。

**【答 弁】**  
**教 育 長：**

1 項めは、コロナ禍での過去3年の奨学金の申請状況は、についてであります。

過去3年の奨学金の申請状況につきましては、令和2年度は3名の貸付者のうち、新規申請は、専門学生1名、令和3年度は5名の貸付者のうち、新規申請は、大学生、高校生、専門学生それぞれ1名で、合わせて3名、令和4年度は5名の貸付者のうち、新規申請は、高校生1名となっております。

2 項めは、大学生、高校生、専門学生、短期大学生等貸付金の金額とその根拠は、についてであります。

貸付金額につきましては、全国的に大学等への進学者が増加傾向である情勢などを鑑み、平成6年度より、現行の金額に上げたものであり、大学生が、月額2万円以内、高校生、専門学生及び短期大学生は、月額1万円以内としております。

また、この月額につきましては、独立行政法人日本学生支援機構や近隣町村などが実施する奨学金制度を参考としたもので、奨学生の学資を補完し、かつ奨学金を返還する際の負担が、過度とならないよう配慮し設定しているものであります。

3 項めは、岩内町の奨学金制度で規定する保証人とは、連帯保証人を指すのか、についてであります。

岩内町の奨学金制度で規定する保証人とは、債権者である教育委員会から返還の催告などを受けた際、教育委員会に対し、主債務者に請求を求めるなどの主張ができる保証人を規定しており、保証人よりも責任が重い連帯保証人を規定しているものではありません。

4 項めは、奨学金のコロナ禍での返還現況及び、返還が滞るような場合の教育委員会の対応についてであります。

コロナ禍における返還状況につきましては、奨学生であった者から返還が困難などの相談はなく、滞りなく返還がされている状況であります。

また、返還が滞るような場合における教育委員会の奨学生であった者への対応につきましては、定期的に返還状況を確認するなかで、返還が滞っている場合は、電話や郵便等による連絡を行い、個々の事情を確認しておりますが、その際、生活に困窮するなどの理由により、あらかじめ取り交わした条件での返還が困難であることを確認した場合には、1回あたりの返還金額や返還回数を見直すなど、奨学生であった者や保証人の過度な負担とならないよう可能な限り実情に配慮した対応を行っているところであります。

## < 再 質 問 >

国が推進する奨学金返還支援事業は、本町への移住やUターンを検討する若者を後押しする有効な施策。本町の実情に即した支援が可能かどうか、先進地事例も参考に、教育委員会とも協議し検討すると答えています。

奨学金返済が若者の生活を追いつめないように返済方法の改善が必要です。大学入学前に、将来の所得を考えて奨学金の借入と返済の計画を立てることは、不可能です。卒業後の所得に対して、奨学金返済が過重となり、若者の生活を押しつぶしてしまう、奨学金がローン地獄への入り口となってしまう事態は、緊急に解決しなければなりません。

奨学金の返済を助け、若者の地方定着に有効な施策となる奨学金返済事業を速やかに取り組むべきではありませんか。

**【答 弁】**

**町 長：**

本町においては、少子高齢化による人口減少に加え、特に若年層における修学や就職を機に、札幌市など都市部への流出が止まらない状況であり、国が推進する奨学金返還支援事業につきましては、本町への移住やUターンを検討する若者を後押しする有効な施策の一つであると考えられるところであります。

したがいまして、令和5年度中において、本町の実情に即した支援が可能かどうか、教育委員会とも協議しながら、方向性を示せるよう取り進めてまいります。